

## 最終処分地 TAMO 新設事業に係る環境影響評価方法書に対する 三重県環境影響評価委員会小委員会の調査審議結果（答申）

本事業は、津市垣内地内に新たに約 15ha の産業廃棄物最終処分場を建設しようとする事業であり、処分場からの排水を雲出川水系垣内川へ放流する計画とされている。

本事業については、地域住民等から、事業者からの説明が十分に行われていないとの意見や、環境面や災害面において、事業実施を不安視する意見、反対する意見が数多く寄せられているほか、本県に対しても、地域住民等から本事業に反対する 9,083 筆の署名が提出されているなど、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られているとは言い難い状況にある。

また、本事業に対する津市長からの意見では、対象事業実施区域は「自然的及び文化的な観点から保全優先度が高い場所」であるとともに、津市水道水源保護条例に基づく水源保護地域に該当し、水道水及び農業用水の水源となっている同地域に、産業廃棄物最終処分場を設置することは、「長い歴史の中で、自然環境の保全に尽力してきた地域住民の当該事業計画に対する不安は非常に大きくなっている」ことから、「当該事業計画は認め難い」との意思が表明されている。

これらのことから、本事業を実施するにあたっては、地域住民への丁寧な説明や津市と十分な協議を行うことが必要と考える。

事業を継続する場合は、以下に述べるそれぞれの項目について十分に検討したうえで、最大限の環境保全措置を講じるとともに、その旨を環境影響準備書（以下、「準備書」という）に記載すること。

### （総括的事項）

- 1 準備書の作成にあたっては、津市長が指摘する津市水道水源保護条例で指定する水源保護地域に該当すること、土砂災害などが発生した場合、それによる被害が広範かつ長期化すること等を十分勘案するとともに、地域住民等と十分なコミュニケーションを図る等、不安の払拭及び不満の解消を行うこと。
- 2 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。
- 3 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測・評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 4 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。
- 5 環境影響評価委員会及び幹事会において、複数の評価項目を追加選定するよう指摘されているが、対象事業の内容並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況を勘案し、必要な環境影響評価等の項目及び手法等について再度精査のうえ選定するとともに、選定を行わない場合は、その理由を示すこと。

## **(個別的事項)**

### **1 大気質**

工事中及び供用後は、発生する車両による大気質への影響が懸念されることから、現状の車両走行台数を正確に把握したうえで、適切に予測・評価を行うこと。

### **2 悪臭**

悪臭の予測・評価にあつては、廃棄物の保管、処分時に発生し得る悪臭物質の種類及び濃度について適切に予測・評価し、予測に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。

### **3 水質**

- (1) 受け入れる産業廃棄物の品目毎に含まれるおそれのある有害物質の種類及びその最大濃度を明確にし、浸出水の原水水質を設定したうえで、浸出水処理施設の処理能力を示すとともに、メンテナンス手法及びその頻度並びに排水の調査頻度についても明確に示すこと。
- (2) 浸出水処理施設の設計にあつては、ゲリラ豪雨などの大雨時も考慮した浸出水量を算定するとともに、浸出水貯留施設の容量を十分確保するよう配慮すること。
- (3) 垣内川は農業用水として利用されていることから、地域へのヒアリング等により利用実態の把握に努めるとともに、事業の実施による農業用水の水質に与える影響について適切に予測・評価を行うこと。

### **4 地下水**

- (1) 地下水質・地下水位の調査にあつては、万が一最終処分場の遮水工の破損等による浸出水が漏洩した場合に、適切に漏洩状況が把握できる地下水の流向や帯水層の調査を行うこと。
- (2) 垣内地区を含む周辺の住居地における井戸水の利用状況について、地域へのヒアリング等により利用実態の把握に努めるとともに、事業の実施による井戸水の水質及び水位に与える影響について適切に予測・評価を行うこと。

### **5 地下水、地形及び地質**

対象事業実施区域内は複雑な地質が見られる場所であることから、ボーリング等の調査により正確な地質の把握を行うとともに、地下水の流向についても地点を追加して調査を行うなど、適切な調査及び予測・評価を行うこと。

### **6 地形及び地質**

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には森林法に基づく土砂流出防備保安林及び砂防法に基づく砂防指定地があり、地域住民からも災害に関する懸念が多く寄せられていることから、事業の詳細設計にあつては、それら関係法令に留意するとともに、土砂災害を防止するために十分な調査を実施したうえで、事業による影響を予測・評価し、適切な施設の配置を計画すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺に分布する一志層群からは化石が発見される可能性があることから、事業の実施にあたり化石が発見された場合は専門家に相談のうえ、必要に応じ保存等の措置に努めること。

## 7 陸生動物、陸生植物

対象事業実施区域及びその周辺は、紀伊半島と本州の中心的なエリアとをつなぐコリドーとして、同地で生息が確認されている特別天然記念物であるニホンカモシカをはじめとする中大型動物にとって重要な地域に位置している。また、垣内川の対岸には比較的まとまった面積の二次林(アベマキーコナラ群落)が見られるほか、事業実施区域内にも二次林が点在しており、希少な動植物種が利用している可能性があることから、現地調査にあってはそれらの二次林を中心とした場所において丁寧な調査を実施するとともに、事業実施に伴う改変による影響について予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

## 8 陸生動物

- (1) 現地調査の実施にあっては、調査実施年における堅果類の豊凶の状況について調査し、陸生動物の調査結果に反映したうえで評価を行うこと。
- (2) 対象事業の実施に伴う開発により動物の行動圏が変化し、獣害につながるおそれがあることから、事業実施区域及びその周辺における獣害の状況についてヒアリング等の調査を実施し、事業による影響を予測・評価を行うこと。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺で生息が確認されているニホンカモシカやツキノワグマは、生息密度が低いことから、無人撮影法による調査を行う場合は、可能な限り長期間設置し、生息実態の把握に努めること。
- (4) 対象事業実施区域周辺では、希少猛禽類を含め多くの鳥類が確認されていることから、鳥類の繁殖期には特に重点的に調査を行うとともに、事業の実施による鳥類の繁殖への影響について適切に予測・評価を行うこと。
- (5) 事業実施区域及びその周辺では、国指定天然記念物であるヤマネの生息が確認される可能性があることから、専門家からの助言を踏まえ調査手法、頻度を設定するとともに、事業による影響を予測・評価を行うこと。

## 9 水生生物

- (1) 当該事業実施区域の下流にあたる雲出川水系には、国指定天然記念物であるネコギギが生息しており、浸出水を排出する予定となっている垣内川においても生息が確認される可能性がある。ネコギギの生息状況調査にあっては、専門家の意見を踏まえたうえで、調査地点を設定するとともに、その手法には夜間調査や環境 DNA 調査を含め詳細に実施すること。
- (2) ネコギギについては、工事中の濁水及び施設供用中の浸出水処理水による影響が懸念されることから、生息状況調査結果を基にそれらによる影響を予測・評価するとともに、土砂流出等を防止するために十分な環境保全措置を検討すること。
- (3) 埋立地の遮水設備の工事により、アルカリ性の排水が発生するおそれがあることから、水生生物への影響について適切に予測・評価を実施するとともに、珪藻類を指標に用いた水質調査についても実施を検討すること。

## 10 生態系

今後、垣内川への放流経路等を検討するにあたっては、改変される樹林が大きく増加しないようにするとともに、改変による生態系への影響が最小限となるよう、配慮すること。

## 11 景観、人の自然との触れ合い活動の場

対象事業実施区域の周辺には、様々な景観資源及び観光資源が存在することから、事業による景観等への影響については、ハイカー等の利用者へ与える影響も考慮した調査地点の選定を行うこと。

## 12 歴史的文化的な遺産

事業実施区域内には、伊勢参宮道として歴史的文化的な価値を有する初瀬街道が一部含まれていることから、事業実施により同街道へ与える影響の予測・評価を行うこと。

## 13 廃棄物

工事の実施により発生する廃棄物の処理について、処分方法を明確にするとともに、その処分方法に応じた調査及び予測・評価を行うこと。